

高額医療・高額介護合算制度のお知らせ

平成 28 年 8 月 1 日～平成 29 年 7 月 31 日の 1 年間（計算期間）に、医療保険と介護保険のいずれにも自己負担がある世帯で、その合算が下記の自己負担限度額を超えた場合、申請により超えた分が払い戻されます。



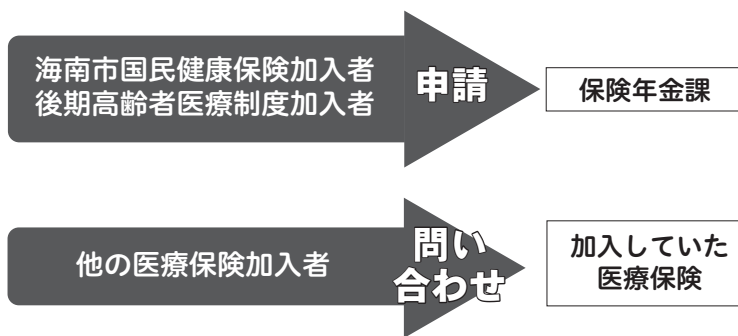
海南省国民健康保険加入者、後期高齢者医療制度加入者の自己負担限度額

所得区分（70歳未満の人）	金額
被保険者ごとの所得の合計が901万円を超える世帯	212万円
被保険者ごとの所得の合計が600万円を超え901万円以下の世帯	141万円
被保険者ごとの所得の合計が210万円を超え600万円以下の世帯	67万円
被保険者ごとの所得の合計が210万円以下の世帯	60万円
住民税非課税世帯	34万円

所得区分（70歳以上の人）	金額	
現役並み所得者	67万円	
一般	56万円	
住民税非課税世帯	II	31万円
	I	※19万円

※住民税非課税世帯 I で介護サービス利用者が複数いる世帯について、医療保険分は限度額 19 万円で支給額を計算し、介護保険分は限度額 31 万円で支給額を計算します。

申請方法 平成 29 年 7 月 31 日時点で加入していた医療保険の窓口申請してください。



※支給対象になると思われる人には、郵送で通知します。ただし、計算期間内に転入・転出、死亡、医療保険の種類を変更した人には、通知できない場合があります。

※計算期間内に海南省国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険に加入していた人は、各担当課で、申請に基づきその期間の自己負担額証明書を発行しますので、その証明書を添えて医療保険へ申請してください。

留意事項

- ① 同じ世帯内でも、7月31日時点で別々の医療保険（国民健康保険と後期高齢者医療制度など）に加入している人の合算はできません。
- ② 自己負担には、医療保険での入院時食事代や差額ベッド料など、介護保険での居住費、食費や日常生活費、福祉用具購入費や住宅改修費などは含まれません。また、医療保険での高額療養費、介護保険での高額介護（予防）サービス費の支給を受けた場合や受けることができる場合には、その分を差し引いたものが自己負担となります。
- ③ 医療保険（後期高齢者医療制度は除く）で70歳未満の人の場合、同じ人が、同じ月内に、同じ医療機関（入院と外来は別）に2万1千円以上支払った自己負担のみ対象となります。

問 ▶ 海南省国民健康保険加入者 後期高齢者医療制度加入者 保険年金課保険給付係 (☎ 483 - 8404)
▶ 介護保険 高齢介護課介護保険係 (☎ 483 - 8761)

口座振替で保険税(料)を納付されている皆さんへ

□ 口座振替により「国民健康保険税」、「後期高齢者医療保険料」、「介護保険料」を納付されている人には、確定申告時の社会保険料控除参考資料として、「平成29年分納税(付) 済額通知書」を送付します。

なお、発送時期は1月下旬の予定です（2月に入って届かない場合はご連絡ください）。
※保険税(料)の種類により発送時期が異なる場合もありますので、ご留意ください。

問い合わせ

▼ 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料 保険年金課収納係 (☎ 483 - 8435)
▼ 介護保険料 高齢介護課介護保険係 (☎ 483 - 8761)

20歳になったら国民年金

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の人は、国民年金の被保険者になり、学生であっても20歳になれば加入しなければなりません。

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障害が残ったときや一家の働き手が亡くなったときなどに、あなたやあなたの家族を守ってくれます。

ただし、加入の届出漏れや保険料の納め忘れがあると年金が受けられなくなりますので、必ず手続きをしてください。



1 「国民年金被保険者資格取得届書」を提出してください

20歳の加入手続きは、日本年金機構から送付される資格取得届書に必要事項を記入し、返送もしくは市役所保険年金課に提出してください。※既に厚生年金に加入している人や、厚生年金に加入している人の配偶者として扶養されている人は不要です。

2 「年金手帳」が交付されます

国民年金・厚生年金に加入すると年金手帳が交付されます。保険料納付の確認や将来年金を受け取る際に必要となりますので、大切に保管してください。

※20歳前に厚生年金に加入したことがある人や、遺族年金を受給していた人には届きません。

3 「国民年金保険料納付書」が届きます

加入手続きをすると、必ず納付書が届きます。保険料は口座振替やコンビニエンスストアでも納付できます。なお、学生や保険料納付が経済的に困難な人は、「学生納付特例」や「免除・納付猶予」の制度がありますので、資格取得届書と一緒に申請してください。

※上記の制度を利用した期間は、年金加入期間に算入されますが、「未納」の場合は加入期間に算入されませんので、納付が困難な人は必ず手続きをしてください。

4 国民年金の給付には3種類あります

- ① 老齢基礎年金 あなたが65歳になってから終身で受けられます。
- ② 障害基礎年金 あなたが病気やケガで障害の状態が残ったときに受けられます。
- ③ 遺族基礎年金 あなたが亡くなったときに生計を維持されていた「子のいる配偶者」もしくは「子」が受けられます。



老齢年金の源泉徴収票が送付されます

厚生年金・国民年金の「老齢年金」など、老齢(退職)を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の課税対象になります。このうち、「老齢年金」の額が108万円以上、65歳以上で158万円以上の人については、所得税を源泉徴収することになっています。

平成29年1月～12月中の老齢年金受給者に、平成29年分の源泉徴収票が1月中に日本年金機構から送付されます。

もし、源泉徴収票を紛失された場合は再交付ができますので、お近くの年金事務所か「ねんきんダイヤル」(☎0570 - 05 - 1165)までお申し出ください。

なお、「障害年金」や「遺族年金」は非課税ですので、源泉徴収票の送付はありません。

お得な情報

▶ 早割・前納による割引を利用する

口座振替で当月末払いを利用すると、毎月50円の割引があります。また、2年前納（平成29・30年度の場合）を利用すると、15,640円の割引があります。ただし、口座振替・クレジットカード納付が開始されるまで2カ月程度かかりますので、4月からの前納をご希望の場合は2月末までにお申し込みください。

▶ 付加保険料を納付する

定額の保険料に加えて付加保険料（月額400円）を納めると、将来受け取る老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。

※国民年金加入期間中のみ利用できる制度です。